

☀️ 清瀬市家事育児サポーター派遣事業のご案内 ☀️

清瀬市では、妊娠期または、3歳未満の児童を養育しているご家庭を対象に、訪問による育児等の支援を行うサポーター(ヘルパー)を派遣します。派遣可能時間は、午前7時～午後8時です。

☀️ 対象者

清瀬市に住民登録があり、妊娠、または
0歳から3歳未満の児童(対象児)を養育している家庭

☀️ 支援の内容

- ① 食事の支度及び片付け
- ② 衣類の洗濯
- ③ 住居等の掃除及び整理整頓
- ④ 対象児に対して行う授乳、おむつ交換、沐浴等の援助
- ⑤ 育児不安に対する具体的な助言及び補助
- ⑥ 関係機関への連絡
- ⑦ その他市長が特に必要と認めるもの



※対象児・保護者の方が在宅している時に限ります。

※上記支援内容に付随するもので、買物、対象児の送迎、付き添い等の支援も可能です。この場合ご自宅から概ね1 km以内に限ります。

☀️ 利用料

区分	利用負担額 (派遣サポーター1人につき、派遣時間1時間につき)
市民税・都民税課税世帯	800円
市民税・都民税非課税世帯	600円
生活保護受給世帯等	500円

※派遣可能時間は、午前7時～午後8時です。但し、午前7時～9時、午後5時～8時にかかる派遣については、上記時間帯にかかった時間が1時間未満であっても、区分に関わらず一律本人負担200円/時間が加算されます。

※毎年7月分の利用負担額から、当該年度の住民税の額に応じた利用負担額に変更となります。

※上記はサポーター1人につき1時間当たりの利用料になります。例えば、2名のサポーターが2時間訪問した場合、利用時間は4時間としてカウントされます。

※支援の中で公共交通の利用等があった場合は、別途実費が発生します。

※支援を受ける「営業日1日前」の午後5時以降のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

☀️ 利用時間

区分補助	対象期間	期間中の利用上限
妊娠期間～0歳児の間	母子手帳を取得した日から1歳の誕生日の前々日まで	96時間/期間
1歳児の間	1歳の誕生日から2歳の誕生日の前々日まで	96時間/期間
2歳児の間	2歳の誕生日から3歳の誕生日の前々日まで	96時間/期間

※1日あたりの利用時間の上限は、「1時間以上4時間以内」となります。

※対象児(3歳未満)を複数養育している場合でも、一家庭につき上限時間が96時間となります。

申請書類

- ① 母子健康手帳
- ② 前住所地の課税証明書(申請時と同一年の1月1日に、清瀬市に住民登録がない場合)

利用の流れ

1 相談	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供事業所に電話やWeb等から相談をしてください。(右下QR参照)● 「申込書」を記入し、サービス提供事業所にご提出ください。
2 利用決定	<ul style="list-style-type: none">● 清瀬市において「申込書」を受領し、利用決定を行います。 ⇒承認の場合、清瀬市より「利用承認通知書」を送付します。 ⇒不承認の場合、清瀬市より「利用不承認通知書」を送付します。 (サービス提供事業所には、清瀬市より「派遣依頼書」を送付します。)
3 利用調整	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供事業所と利用調整の日程を決めます。● サービス提供事業所がご自宅に訪問等し、確認事項の説明(「利用確認書」にサイン)、提供するサービスの調整、初回利用日の予約等を行います。● サービス提供事業所が「支援計画書」を作成します。
4 利用予約	<ul style="list-style-type: none">● 利用したい3営業日(日・祝日除く)前までには、サービス提供事業所に予約のご連絡をしてください。(サポーターが手配できない場合等、ご希望に添えない場合があります。)
5 支払い	<ul style="list-style-type: none">● 利用料は、利用当日にサービス提供事業所に直接お支払いください。● 支払方法は、サービス提供事業所毎に異なります。

サービス提供事業所(受付時間:土曜・日曜・祝日を除く午前9時~午後5時)

	事業所名	問い合わせ	支払方法
1	NPO法人ウイズアイ	042-452-9765	現金、チルドレンファーストチケット
2	株式会社 ss-consul	03-5050-4326	現金、チルドレンファーストチケット、電子マネー(PayPay、Alipay)
3	NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ	042-444-4533	現金

その他QA

Q. 「対象児(3歳未満)を複数養育している場合でも、一家庭につき上限時間が96時間」とは?

A. 人数毎(第1子分96時間+第2子分96時間=計192時間)はなく、一家庭に96時間となります。

Q. 第1子の対象児に対しサービスを利用中に第2子を妊娠した場合、利用できる時間数はどうなる?

A. 第2子の出生までは、第1子の年齢区分毎に96時間を上限とした利用を継続します。第2子出生後は、「変更事項依頼書」を提出いただき、第2子の年齢区分毎に96時間を上限とした利用に切り替えます。同一家庭内に対象児(3歳未満)が複数いる場合は、一番年少者の対象児童の年齢区分に切り替えます。

